限度額適用認定証などの更新のお知らせ

与謝野町国民健康保険、京都府後期高齢者医療保険　問 保健課 ☎43-9022

8月以降に引き続き入院や高額な診療が予想される場合には、「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」の更新が必要です。更新には申請が必要なため、8月1日（木）以降に保健課、本庁舎または野田川庁舎の住民税務課住民係までお越しいただきますようお願いします。

【持ち物】

顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 顔写真付きの書類が準備できない場合は、「国民健康保険証」「介護保険証」などの2点をお持ちください

※ 押印は不要です

【注意事項】

● 申請にはマイナンバーの記入が必要です。

● マイナンバーカードを健康保険証として利用している方は、限度額適用認定証などの申請がなくても、一医療機関での限度額を超える医療費の支払が免除されます。

● 福祉医療受給者証（老人）の限度額証は、保健課のみで交付します。また、この証はマイナンバーカードと連動していないため、申請手続きが必要です。

《限度額適用認定証とは》

入院することになったときや高額な診療が予想される場合、事前申請により限度額適用認定証（住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証を併せて）を交付します。この認定証を医療機関の窓口に提示すると、一医療機関での支払いが限度額までとなり、負担が軽減されます。

※ 保険税（料）を滞納していると交付できない場合があります

・限度額適用認定証
・標準負担額減額認定証

役場で交付できる方

- 国民健康保険に加入する69歳以下の方
- 国民健康保険に加入する70歳以上の方で、住民税非課税世帯に属する方または現役並み所得者のうち、区分ⅠまたはⅡに該当する方
- 福祉医療受給者証（老人）を交付されている方で、住民税非課税世帯に属する方
- 後期高齢者医療制度に加入中の方で、住民税非課税世帯に属する方または現役並み所得者のうち、区分ⅠまたはⅡに該当する方（ただし、後期高齢者医療制度に加入者の方で、令和6年7月31日まで有効の限度額適用認定証をお持ちの方に対しては、所得・世帯状況に変更がなければ7月下旬に後期高齢者医療被保険者証とともに7年7月31日まで有効の証を郵送いたします）

あなたの勇気が大切な命を守ります

～ 虐待を「見たとき」「聞いたとき」は通報を ～

児童・高齢者・障害者の虐待に気づいた方には通報義務があります。虐待を見たら、聞いたら「よさの虐待ほっとライン（☎43-9033）」へ。

個人番号（マイナンバー）のご確認をお願いします

与謝野町国民健康保険、京都府後期高齢者医療保険　問 保健課 ☎43-9022

現在、マイナンバーカードを健康保険証とひもづけると、健康保険証として利用できる環境になっています。利用登録後に安心して健康保険証としてご利用いただくため、7月に与謝野町国民健康保険や京都府後期高齢者医療保険にご加入の方に、郵送にて個人番号（マイナンバー）の下4桁をお知らせします。お手元に届きましたらご確認をお願いします。

万が一、個人番号が相違している場合は、以下の問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いします。

【送付の対象者】

●国民健康保険の被保険者
・・・世帯主宛て

●後期高齢者医療保険の被保険者
・・・本人宛て

※ 後期高齢者医療保険の被保険者へは、7月に被保険者ごとに送付する被保険者証の台紙に記載しています

【問い合わせ先】

●国民健康保険
保健課
☎43・9022

●後期高齢者医療保険
コールセンター
☎050・5527・5397

5市2町でペットボトルの水平リサイクルが可能に

ボトル to ボトルの環境にやさしい取り組み　問 地球温暖化対策室 ☎43-9023

ごみの減量化・資源化と持続可能な循環型社会の意識醸成をめざすため、京都府北部5市2町（福知山市・舞鶴市・綾部市・京丹後市・宮津市・伊根町・与謝野町）全域で令和6年4月から『ペットボトルの水平リサイクル（以下、「水平リサイクル」）』が可能となりました。

与謝野町では、4年8月に宮津与謝クリーンセンターを管理する宮津与謝環境組合において、ペットリファインテクノロジー株式会社（神奈川県川崎市）と水平リサイクルに関する包括連携協定を締結し、5年4月から開始しています。

この間、京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会では、環境・防災部会で、水平リサイクルについて意見交換や情報共有を行い、環境にやさしい持続可能な循環型社会の実現に向けた対話を進めてきました。今後も環境・防災部会（部会長／与謝野町）では、情報共有と情報発信に取り組みながら、一体的な環境施策の協力・連携について協議を進めてまいります。

役場本庁舎に設置している「ペットボトル水平リサイクル」の啓発のぼり

水平リサイクル

使用済みの製品を原料として同一種類の製品を製造するリサイクルであり、原料を何度も資源循環させることができるリサイクル方法。その中でも、使用済みペットボトルから再生ペットボトルにリサイクルすることを「ボトル toボトル」といいます。